平成２４年（フ）第２８１号
富山市北代5200番地　谷野呉山病院、住民票上の住所富山県魚津市友道1175番地１　レオパレスＮＡＫＡＳＨＩＭＡ101号
債務者　牧野　具子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
富山市堀川小泉町809番地１　サンリッチ堀川小泉302号
債務者　佐伯美智子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
富山市中川原78番地58　高原コーポ102号
債務者　岡野　香里
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
富山市赤田1006番地　いずみタウンＢ棟103号
債務者　瀧川　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
富山市神通町２丁目３番３―205号　アメニティ
債務者　髙橋　克支
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
沖縄県浦添市伊祖１丁目14番５号
債務者　玉城美年子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１０５号
東京都八王子市北野町547番地20富士見コーポ１Ｆ
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７６２号
神奈川県大和市中央４丁目３番11―603号
債務者　山中　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４号
横浜市戸塚区川上町685番地１　Ｄ．Ｙ．東戸塚305号
債務者　味澤真由美
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目10番35号
債務者　井出　達弥
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
神奈川県海老名市大谷北３丁目16番28号
債務者　石田　武士
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
神奈川県海老名市大谷北３丁目16番28号
債務者　石田　美佐
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目21番５―102号
債務者　佐藤　春夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０号
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目13番地８　メゾン富士５Ｄ号
債務者　慶新電気こと　市原　章行
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
岡山市南区南輝２丁目17番31―１号　南輝コーポ西棟102号、旧住所岡山市中区平井1221番地10　タウンハウス石田１号室
債務者　岩﨑　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０７号
岡山県玉野市槌ケ原1123番地10
債務者　葛本美智江
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部